

- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正に伴い、広告物の表示等をしてはならない禁止地域のうち「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改めることとした。
- 3 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定による市町村の合併により、関係規定を整備することとした。
 - (1) 宇城市及び山鹿市を設置することに伴うもの
 - (2) 阿蘇市及び山都町を設置することに伴うもの
- 5 この条例は、公布の日から施行する。ただし、4（1）の改正規定については、平成17年1月15日から、4（2）の改正規定については、平成17年2月11日から、3の改正規定については、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年2月11日、阿蘇郡蘇陽町、上益城郡矢部町及び同郡清和村が合併し、上益城郡山都町が設置されることから、阿蘇郡蘇陽町の管轄区域を熊本県高森警察署から熊本県矢部警察署に見直すとともに、熊本県矢部警察署の名称を熊本県山都警察署へ変更することとした。
このため、熊本県高森警察署の管轄区域並びに熊本県矢部警察署の名称、位置の表記及び管轄区域を変更することとした。
- 2 平成17年3月22日、菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町が合併し、菊池市が設置されることから、熊本県菊池警察署の位置及び管轄区域の表記を変更することとした。
- 3 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 別表熊本県高森警察署の項及び熊本県矢部警察署の項の改正規定並びに4の規定
平成17年2月11日
 - (2) 別表熊本県菊池警察署の項の改正規定 菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日
- 4 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第63号）の一部を次のように改めることとした。
熊本県高森警察署の項の規定中「白水村 長陽村 久木野村 蘇陽町」を「白水村 長陽村 久木野村」に、「南阿蘇村 蘇陽町」を「南阿蘇村」に改める。

◇宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年1月15日に宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町が合併することに伴い、宇城市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第1項の規定により、特例を定めることとした。

◇山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年1月15日に山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町が合併することに伴い、山鹿市及び鹿本郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第1項の規定により、特例を定めることとした。

◇阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年2月11日に阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村が合併すること並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町が合併することに伴い、阿蘇市、阿蘇郡及び上益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第1項の規定により、特例を定めることとした。

◇菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年3月22日に菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町が合併することに伴い、菊池市及び菊池郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第15条第1項の規定により、特例を定めることとした。

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県議会委員会条例中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

条 例

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。
平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第64号

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第9条第1項の規定の趣旨にのっとり、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 県の機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される熊本県の執行機関、熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）第4条第1項に規定する公営企業の管理者若しくはこれらに置かれ、若しくはこれらの管理に属する機関又はこれららの機関の職員であつて法律若しくは条例の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。